

○郡山市病院及び介護医療院条例

平成15年12月16日

郡山市条例第53号

改正 平成17年9月28日郡山市条例第54号

平成18年3月30日郡山市条例第17号

平成18年3月31日郡山市条例第29号

平成18年9月29日郡山市条例第45号

平成20年3月27日郡山市条例第22号

平成20年3月27日郡山市条例第31号

平成20年3月31日郡山市条例第32号

平成21年6月30日郡山市条例第32号

平成26年12月19日郡山市条例第49号

令和元年6月28日郡山市条例第13号

(題名改称)

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、長期療養を要する高齢者等にリハビリテーションを中心とした医療及び介護サービスを提供し、社会参加を支援するため、病院及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第29項の介護医療院（以下「病院等」という。）を設置する。

（平17条例54・令元条例13・一部改正）

(名称及び位置)

第2条 病院等の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
郡山市医療介護病院	郡山市字上龜田1番地の1

郡山市医療介護病院介護医療院

(令元条例13・一部改正)

(病院の診療科目等)

第3条 郡山市医療介護病院の診療科目、病床種別及び病床数は、次のとおりとする。

診療科目	病床種別	病床数
内科、整形外科、リハビリテーション科、婦人科、皮膚科	療養病床	40床

(平21条例32・平26条例49・令元条例13・一部改正)

(介護医療院の事業等)

第3条の2 郡山市医療介護病院介護医療院は、介護保険法第8条第29項の介護医療院サービスのほか規則で定める介護サービスに関する事業を行う。

2 郡山市医療介護病院介護医療院の入所定員は、80人とする。

(令元条例13・追加)

(管理の代行)

第4条 病院等の管理は、法第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(平17条例54・令元条例13・一部改正)

(業務)

第5条 指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療の提供
- (2) 介護サービスのうち規則で定めるもの
- (3) 病院等の敷地、建物及び設備の維持管理及び利用許可（設置の目的に該当するものに限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病院等を利用する者（以下「利用者」という。）の利便に資する業務で規則で定めるもの

2 前項に掲げるもののほか、指定管理者は、病院等の設置の目的に寄与すると認められる業務を市長の承認を受けて行うことができる。

(令元条例13・一部改正)

(指定手続)

第6条 第4条の規定による指定（以下「指定」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人のうちから、市長があらかじめ指名した

ものの申請により行う。ただし、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された法人にあっては、前条の規定による公告又は指名の日において、当該取消しの日の翌日から起算して2年を経過していなければならない。

- (1) 市の区域内に主たる事務所を有すること。
- (2) 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成15年政令第516号）附則第21条第1項第1号に規定する公的医療機関の開設者等に該当すること。
- (3) 市の区域内に存する医療機関との情報の収集及び提供が円滑に行えること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続を行っていないこと。
- (5) 郡山市税を滞納していないこと。

2 前項の規定により指名を受けたものは、規則で定めるところにより申請書に病院等の管理の実施に関する計画書（以下「事業計画書」という。）等を添付して市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の規定により提出された申請を次に掲げる基準により審査し、その事業計画書等の内容が病院等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたときは、指定管理者の候補となる法人に決定する。

- (1) 病院等の効用を最大限に発揮できるものであること。
- (2) 病院等の管理に係る経費の節減を図ることができるものであること。
- (3) 病院等の管理を安定して行うために必要な人的能力、物的 ability その他の経営上の基盤を有していること。
- (4) 患者及び入所者の権利の尊重、医療及び介護サービスにおける安全確保及び個人情報の保護のための適切な措置を講じができるものであること。
- (5) 市の区域内に存する医療機関との連携体制が構築できること。
- (6) その他市長が病院等の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めて定める基準

4 市長は、前項の規定による法人の決定に当たっては、郡山市医療介護病院等評価委員会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

5 市長は、第3項の規定により決定した指定管理者の候補となる法人について、議会の議決を経たときは、当該法人を指定管理者に指定するものとする。

（平17条例54・平20条例22・令元条例13・一部改正）

（指定期間）

第7条 指定管理者に管理を行わせる期間は、10年を超えない範囲内において市長が定めるものとする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

（管理基準）

第8条 指定管理者は、次に掲げる事項を遵守し、関係法令の定める基準に従って適正に業務を行わなければならない。

- (1) 良質かつ適切な医療及び介護サービスを提供すること。
- (2) 病院等の敷地、建物及び設備の維持管理について万全を期すこと。

(令元条例13・一部改正)

(診療日等)

第9条 診療日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、指定管理者は、臨時にこれを変更し、又は休診することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 診療時間は、午前9時から正午までとする。ただし、指定管理者は、臨時にこれを変更することができる。

(利用料金)

第10条 利用者は、別表第1及び別表第2に掲げる額を病院等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として、指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として指定管理者に直接收受させるものとし、指定管理者はこれを第5条に規定する業務の経費に充てるものとする。
- 3 指定管理者は、別表第2に掲げる額を定めようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(令元条例13・一部改正)

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、利用料金を納付すべき者に特別の事情があると認めたときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 指定管理者は、前項の規定による免除の基準を定めたときは、市長の承認を受けなければならない。
- (指定等の公告)

第12条 市長は、次に掲げるときは、その旨を公告しなければならない。

- (1) 第6条第5項の規定により指定管理者を指定したとき。
- (2) 第10条第3項の規定により利用料金の額を承認したとき。
- (3) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(4) 前3号の規定により公告した事項に変更があったとき。

(平17条例54・追加)

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者による管理の業務に従事している者又は従事していた者は、病院等の管理の業務に関して知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(平17条例54・追加、令元条例13・一部改正)

(事業計画書の変更)

第14条 指定管理者は、第6条第2項の規定により提出した事業計画書のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(平17条例54・追加)

(事業報告書の提出)

第15条 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の提出は、毎年度終了後60日（同条第11項の規定により指定を取り消された法人にあっては、その取り消された日の翌日から起算して60日）以内にしなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業報告書が提出されたときは、病院等の適正な運営を確保するため、郡山市医療介護病院等評価委員会に諮問し、その審査及び評価を受けなければならない。

(平17条例54・追加、令元条例13・一部改正)

(指定管理者の原状回復義務)

第16条 指定管理者は、指定管理者の指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合で市長が指示するときは、直ちに施設、設備等を原状に回復し、市長に引き渡さなければならない。ただし、指定管理者の指定期間が満了し、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された場合において、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(平17条例54・追加)

(指定管理者の賠償責任)

第17条 指定管理者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、

市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平17条例54・追加)

(医療介護病院等評価委員会)

第18条 市長の諮問に応じ、第6条第2項の規定により提出される事業計画書等を審査し、又は第15条第1項の規定により指定管理者から提出される事業報告書を審査し、及び評価するため、郡山市医療介護病院等評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例54・追加、令元条例13・一部改正)

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例54・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書の規定による施行の日前になされた病院の管理を委託する者を選定する手続は、第6条第1項の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年郡山市条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年郡山市条例第17号）

この条例は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年郡山市条例第29号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年郡山市条例第45号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に行われた一般診療及び老人診療に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年郡山市条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年郡山市条例第31号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年郡山市条例第32号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年郡山市条例第32号）

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第49号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（令和元年郡山市条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 郡山市医療介護病院介護医療院に係る指定管理者の申請、決定、指定等施行日において指定管理者による管理を行うために必要な行為は、この条例の規定の施行の日前においても行うことができる。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年郡山市条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

別表第1（第10条関係）

（平18条例17・平18条例29・平18条例45・平20条例22・平20条例31・平20条例32・平21条例32・令元条例13・一部改正）

種別	金額
一般診療	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額（当該診療に食事療養及び生活療養が含まれるときは、当該額と入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額の合計額）
介護サービス	介護サービスの種類ごとに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づき、算定した額
居住費又は滞在費 従来型個室又は多床室	介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第412号。以下「告示」という。）に定める額

備考

- この表において「従来型個室」とは、告示備考4の従来型個室（老健・療養等）をいう。
- この表において「多床室」とは、告示備考6の多床室（老健・療養等）をいう。

別表第2（第10条関係）

（令元条例13・一部改正）

種別	金額
特別の病室又は療養室の利用（利用者の希望により 利用する場合に限る。）	1日につき、5,000円（市の区域外に住所を有する者については、10,000円）を超えない範囲内において 指定管理者が定める額

別表第1により難い特別の診療	別表第1の規定による算定方法、消費税等を勘案して指定管理者が定める額
その他のサービス	実費等を勘案して指定管理者が定める額